附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第二十五号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第四条第一項及び第四項並びに第八条第三項

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第三条　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第二条第一項

（農林水産省組織令の一部改正）

第四条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一号中「こと」の下に「（防災課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）の施行に関すること。

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十三号

教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）の施行に伴い、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十四条第一項の規定に基づき、及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）を実施するため、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「教育委員会」の下に「の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。）」を加える。

（社会教育法施行令の一部改正）

第二条　社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「又は他の行政庁」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第七条第二項において準用する同条第一項の規定により、他の行政庁が教育委員会（法第五条第三項に規定する特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、広報宣伝の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合について準用する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　柴山　昌彦
内閣総理大臣　安倍　晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十四号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十六条の二及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二予防接種の項中「一〇、三〇〇円」を「一六、五〇〇円」に改める。

別表第三千葉港の項の次に次のように加える。

二見港	三日月山三角点（一七四・七メートル）から野羊山三角点（一四九・七メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域

別表第三阪神港の項水域の欄第一号中「正蓮寺川北港大橋」を「正蓮寺川正蓮寺川水門」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三